

高額療養費資金貸付を申請される方へ

日本電気健康保険組合

下記の注意事項をよくお読みになってから申請してください。

1. 高額療養費資金貸付（高額貸付）とは

- (1) 一時的に高額な医療費の支払いを必要とする被保険者に対し、高額療養費が支給されるまでの間のつなぎとして当組合が貸付を行うものです。
- (2) 貸付の対象は当組合の被保険者であって、当組合から高額療養費の支給が見込まれる方です。
- (3) 医療機関等に支払う医療費（保険診療分）の一部に充てるための資金を貸付けるのであり、医療費の全額を対象とするものではありません。

2. 申請から貸付まで

- (1) 高額貸付は月単位、診療機関別の支払いまたは請求をもとに申請してください。
- (2) 医療費の内訳を証明できる医療機関発行の領収書または請求書の原本を添付してください（領収書または請求書は貸付決定の際にお返しします）。
- (3) 貸付額は高額療養費支給見込額（保険診療分）の8割相当となりますが、算出結果が5万円以上の場合1万円単位（1万円未満切捨）で貸付ます。
$$\text{計算式} \cdots \text{貸付金} = (\text{自己負担額} - \text{高額基準額}) \times 8割 \geq 50,000 \text{円}$$
- (4) 貸付金に利子はありません。
- (5) 貸付が決定すると「高額療養費資金貸付決定通知書」を送付しますので、同封する「借用書」を提出してください。
- (6) 貸付金は申請者の銀行口座へ振込みます。

(注) ゆうちょ銀行の取り扱いは出来ません。

3. 返済方法

貸付金相当の高額療養費が支給される日に、貸付金と高額療養費とを相殺します。当組合は「支払い完了書」を発行し、「借用書」を返却します。

以 上

高額療養費資金貸付申込書

日本電気健康保険組合 御中

被 保 険 者 記 入 欄	被保険者証	記号	番号	会社名 (部門名)	TELNET () メールNo.	
	高額療養費 対象者氏名	ツガナ		対象者生年月日	続柄	第三者行為障害
				大 年 月 日 昭・平		はい・いいえ
	療養を受けた 医療機関	名称 TEL () -		療養を受けた期間		
		所在地		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間		
	請求された額	円 (請求書原本添付)		貸付申込額	円	
	記 入	日本電気健康保険組合高額療養費資金貸付規定により同貸付金の貸付を受けたいので上記のとおり 申込みます 平成 年 月 日 被保険者 住所 (〒 -) 氏名 ⑩ TELNETまたはTEL - - (メールNo.) -				
欄	振込希望 金融機関	銀行	本店 支店	普通 当座	No.	口座 名義 ツガナ

事業主 記入 欄	上記のとおり高額療養費の支払いを要するため、資金貸付の申込みがありましたので提出します 平成 年 月 日 所在地 事業主 住所 氏名 ⑩
----------------	--

健 康 保 険 組 合 記 入 欄	貸 付	受付年月日	平成 年 月 日	借用証受付日	平成 年 月 日	
		決裁年月日	平成 年 月 日	貸付年月日	平成 年 月 日	
		診療期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)			
	決 定	算 定 基 礎	①医療費請求書の請求額-②高額療養費算定の際の控除額=③高額療養費給付見込額 (円) 標準報酬月額 円			
			〔 (①の額 円) - (②の額) 〕 × 80% = ③貸付額 (円)			
		高額療養費算定の控除額	基本原則・市町村民税非課税 世帯合算・多数該当		円	
	伺	貸付可否	貸付決定額		回収 (相殺) 年月日	
	可 ・ 否	円		平成 年 月 日		
承認欄	常務理事	事務長	マネージャー	主任	担当	受付年月日